

「指定居宅介護支援事業所マナハウス」
重要事項説明書

社会福祉法人 豊明会
居宅介護支援事業所 マナハウス

「指定居宅介護支援事業所マナハウス」重要事項説明書

介護保険事業所番号 宮城 0471300418 号

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 豊明会
(2) 法人所在地 宮城県栗原市若柳武鎗字藤貫沢85番地
(電話番号 0228-32-3130)
(3) 代表者氏名 石橋 侑子
(4) 設立年月日 平成元年6月30日

2. 事業の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援
(2) 事業の目的 指定居宅介護支援事業所マナハウスが行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
(3) 事業所の名称 社会福祉法人豊明会 指定居宅介護支援事業所マナハウス
(4) 事業所の所在地 宮城県栗原市若柳武鎗字藤貫沢85番地
(5) 電話番号 0228-32-4984
(6) 事業所の運営方針
一 利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する機能に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
二 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように公平中立に行います。
三 地域福祉の充実のため、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携を密に行います。
(7) 開設年月日 平成15年10月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 栗原市若柳、金成、志波姫とします。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで（祝祭日を含む） ただし、豊明会規定の特別休暇（年末年始、盆休等）は除きます。
営業時間	午前9時から午後6時00分まで（但し、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。）

4. 職員の配置、状況

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

適切、公正、公平な指定居宅介護支援の提供を行う為、週1回以上のサービス提供に当たっての会議を定期的実施し、情報の伝達、共有を図ります。また、事業所年間研修計画、介護支援専門員個別研修計画に基づき、月1回以上の研修実施や、各種研修参加、他事業所との事例検討の機会を作り介護支援専門員の資質向上を図ります。

職種	人員	業務内容
管理者	1名（常勤）	業務及び事業の管理を一元的に行います。
主任介護支援専門員	1名以上	指定居宅介護支援の提供に当たります。
介護支援専門員	1名以上	指定居宅介護支援の提供に当たります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

- ・ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、複数の指定居宅サービス等を紹介し、居宅

サービス計画を作成します。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に
行い居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 介護支援専門員の専門性から何故その指定居宅サービス等を居宅サー
ビス計画に位置付けたか説明を求められた際には懇切丁寧に対応いたしま
す。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サ
ービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行
います。

③ 居宅サービス計画の変更

- ・ ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅
サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意
に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

- ・ ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる
場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介
護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤ 居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者選定理由及び、前6ヶ月に作成した居宅サービス計画における、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与、訪問介護の利用割合、同一事業所による提供の割合。

・ 訪問介護	30%
JA 新みやぎ栗っこケアサービスセンター	25%
ニチイケアセンター高清水	19%
セントケアつきだて	11%
・ 通所介護	21%
デイサービスさくらの里若柳	26%
桜樹デイサービスセンター	22%
JA 新みやぎデイサービスセンター栗っこの里	17%

・地域密着型通所介護	29%	
若柳共生型デイサービスつむぎ		31%
栗原市金成デイサービスセンター		15%
デイサービスケアスタ中町		10%
・福祉用具貸与	64%	
有限会社松野屋家具店		74%
ダスキンヘルスレント登米ステーション		6%
みやぎ介護支援センターレンタル事業部		3%

<サービス利用料>

- ・居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金および必要に応じて加算料金の全額をいったんお支払いください。

① ご利用料 (月額)

・ 要支援 1・2	4,720円
・ 要介護 1～2	10,860円
・ 要介護 3～5	14,110円

② 下記に該当した場合 (要介護度による区分なし)

・ 居宅支援初回加算	3,000円/月
・ 居宅支援入院時連携加算 I	2,500円/月
・ 居宅支援入院時連携加算 II	2,000円/月
・ 特定事業所加算 I	5,050円/月
・ 特定事業所加算 II	4,070円/月
・ 特定事業所加算 III	3,090円/月
・ 特定事業所加算 A	1,000円/月
・ 居宅支援緊急カンファレンス加算	2,000円/月
・ ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/月
・ 居宅支援通院時情報連携加算	500円/月
・ 居宅支援緊急時等居宅カンファレンス加算	200円/回 (1月2回限度)

・居宅支援退院退所加算(Ⅰ)イ	4,500円/回
・居宅支援退院退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円/回
・居宅支援退院退所加算(Ⅱ)イ	6,000円/回
・居宅支援退院退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円/回
・居宅支援退院退所加算(Ⅲ)	9,000円/回
・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%

その他費用について

- ・通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援を提供する際は、その交通費の実費を徴収する事があります。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスを行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合には、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 秘密の保持

- (1) 当事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守いたします。
- (2) 当事業所は、介護支援専門員その他の従業者であった者から、業務上知りえた利用者または家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- (3) 当事業者は、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

8. 個人情報の保護

- ①当事業所は、サービス担当者会議におきまして、利用者の個人情報をを用いる場

合は、あらかじめ、利用者またはその家族からの同意をいただきます。

②利用者及び家族に関する個人情報が含まれる記録物につきましては、関係法令に基づき個人情報の保護に努めるものとします。

9. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

①当事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

②当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

④事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。役職：管理者 氏名：長澤 徹

10. 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催（おおむね6月に1回以上開催）し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

⑤職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

11. 業務継続に向けた取り組みについて

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行

います。

1 2. 事故発生時の対応について

- (1) 従業員は、要介護者等に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族などに連絡を行うとともに、管理者に報告し、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 従業員は、要介護者等に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、かかりつけ医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

1 3. 苦情の受付について

(1) 当事業所の専用窓口

苦情受付窓口（担当者） 介護支援専門員

受付時間 月曜日～金曜日 9：00～18：00

(2) 各市町村（保険者）の窓口

栗原市市民生活部介護福祉課

所在地 栗原市築館薬師一丁目7番1号

電話番号 0228-22-1350

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

(3) 宮城県国民健康保険団体連合会

所在地 仙台市青葉区上杉1丁目2番3号

電話番号 022-222-7700

受付時間 午前9時～午後4時

(4) 第三者委員 三条 彰

電話番号 0228-22-3137

受付時間：午前9時00分～午後5時00分（月～金曜日 ※土日祝日除く）

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人豊明会 居宅介護支援事業所マナハウス

説明者職種 介護支援専門員 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏 名 _____ 印

代理者氏名 _____ 印